姫路市スポーツ協会倫理規程

（目的）

第１条　本規程は、本会の組織運営、市民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値を再認識し、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、本会の目的及び事業執行の公正に対する社会からの疑惑等を招くような行為の防止を図り、本会に対する社会からの信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程の対象となる者は、役員、顧問及び参与、諸団体及び同会員（以下「役員等」という。）とする。

　⑴　役員とは、本会会則第７条に規定する名誉会長、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事をいう。

　⑵　諸団体及び同会員とは、本会の加盟団体、育成団体、協力団体及び各団体に所属する会員並びに参加者をいう。

（責務）

第３条　役員等は、本会会則第３条に掲げる「目的」を達成するため、関係法令、会則、その他関係規程等を遵守し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

（禁止行為）

第４条　役員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

　⑴　暴力、各種ハラスメント、差別、違法行為、その他本会の信用を傷つける不適切な言動又は行動をすること。

　⑵　自らの地位を利用して自己の利益を目的に斡旋や強要をすること。

　⑶　補助金、助成金等を本来の目的以外に使用し、又は流用すること。

　⑷　反社会的勢力との関係を持つこと。

（処分等）

第５条　役員等が、前条の禁止行為を行ったおそれがある場合は、直ちに「姫路市スポーツ協会倫理委員会」に定める構成委員により、「姫路市スポーツ協会処分手続規程」に基づく事実確認等を行い、その結果、禁止行為を行ったと認められる場合、「姫路市スポーツ協会処分基準」に基づき、処分を下すものとする。

（改廃）

第６条　この規程は、理事会の決議を経て、改廃を行う。

附則

１．この規程は、令和元年５月２１日から施行する。

２．この規程は、令和４年９月１日から施行する。

姫路市スポーツ協会倫理委員会規程

（設置）

第１条　本会の健全かつ公正な運営及びその規律と秩序を維持するとともに、迅速な問題解決と適切な処分を下すため、姫路市スポーツ協会倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成委員）

第２条　委員会に、次の委員を置く。

⑴　委員長　　　１名

⑵　副委員長　　１名

⑶　委員　　　　数名

（委員の選出）

第３条　委員長は、本会副会長の互選により決定する。

２　副委員長及び委員は、委員長が指名する。

（委員長の職務）

第４条　委員長は、委員会の総括及び事務の管理並びにこれを執行する。

（委員長の職務の代理）

第５条　委員長に事故がある場合、副委員長がこれに代わって職務を執行する。

（委員会）

第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、構成委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決定する。

４　委員長が必要と認める場合、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

５　構成委員が調査等の対象の場合は、委員に加えない。

６　この規程に定めるもののほか調査等に関する必要な事項は、委員会において別途定める。

（所掌）

第７条　委員会は、次の各号に掲げることを所掌する。

⑴　本会及び本会役員等の綱紀粛正の推進に関すること。

⑵　委員会は、必要に応じて事実確認等を行い、その結果を理事会に報告すること。

（秘密の保持）

第８条　委員会の調査等により知り得た情報は、原則として非公開とする。ただし、社会通念に照らし、公開することが認められる場合はこの限りでない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局において行う。

（変更）

第１０条　この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

１．この規程は、令和元年５月２１日から施行する。

２．この規程は、令和４年９月１日から施行する。

姫路市スポーツ協会処分手続規程

第１章 総則

（目的）

第１条　この規程は、姫路市スポーツ協会倫理規程に従い、競技関係者及び加盟団体等を処分する際の手続を定めるものとする。

（処分の原則）

第２条　本会は、全ての競技関係者及び加盟団体等に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

（代理人）

第３条　違反行為をしたと疑われた者（以下「審査対象者」という。）は、本手続を通じていつでも代理人を選任することができる。

２　代理人は、審査対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。ただし、事実調査における事情聴取への回答は、この限りではない。

３　審査対象者が代理人の選任を本会に通知した場合、それ以降の手続において本会が審査対象者に対して通知を行う場合には、当該通知を当該代理人に対しても行うものとする。

第２章 事実調査

（事実調査の開始）

第４条　通報者等から事実調査請求を受け、事実調査が必要であると判断した場合、姫路市スポーツ協会倫理委員長（以下「委員長」という。）に対し、姫路市スポーツ協会倫理委員会（以下「委員会」という。）を開催するよう求めるものとする。

（事実調査）

第５条　事実調査請求のあった事案について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

２　事実調査にあたり、必要に応じて適宜、競技関係者及び加盟団体等に対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

３　競技関係者及び加盟団体等は、前項の事実調査に協力しなければならない。

（事実調査の報告）

第６条　事実調査終了後速やかに、委員長に対し、次に掲げる事項の結果を報告する。

⑴　審査対象者の表示

⑵　事実調査の対象として申し立てられた事実

⑶　上記⑵の事実に関する調査結果

⑷　上記⑵のほかに処分対象たる事実に関する調査結果

⑸　証拠

⑹　報告日

２　通報者等から事実調査請求があった日から、できるだけ早く前項の報告を行わなければならない。

第３章 処分審査

（審査手続の開始）

第７条　審査対象者に対し、速やかに事実調査の結果報告書等一式の写しを送付し、審査手続を開始する。

（審査対象者の弁明）

第８条　審査対象者は、前条の報告書等一式の写しが審査対象者に発信された日から１か月以内に、書面にて処分申請の理由に対する認否及び弁明を委員会に提出しなければならない。

（聴聞の機会）

第９条　審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設ける。

２　審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、審査対象者を聴聞することを要しない。

（適正な処分のための措置）

第１０条　処分審査にあたり、必要に応じて適宜、競技関係者及び加盟団体等に対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

２　競技関係者及び加盟団体等は、前項の処分調査に協力しなければならない。

（処分案の答申）

第１１条　審査終結後速やかに、本会会長（以下「会長」という。）に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

２　前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。

⑴　審査対象者の表示

⑵　処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

⑶　処分対象となる違反行為にかかる事実

⑷　処分の理由及び証拠

⑸　処分の手続の経過

３　第１項の答申を受けた会長は、速やかに、理事会に委員会の処分案を諮るものとする。

（処分の決定）

第１２条　理事会は、委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、委員会の答申を尊重するものとする。

２　前項の理事会決定に基づき、会長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

⑴　審査対象者

⑵　処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

⑶　処分対象となる違反行為にかかる事実

⑷　処分の手続の経過

⑸　処分の理由及び証拠の標目

⑹　処分の年月日

⑺　審査対象者は、処分決定に不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

３　処分決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。

第４章　雑則

（記録の保存）

第１３条　本規程に基づく報告、答申及び処分結果については、報告、答申、処分決定の日から５年間保管しなければならない。

（本規程の改正手続）

第１４条　本規程は、あらかじめ、理事会の決議により変更することができる。

附則

１．この規程は、令和元年５月２１日から施行する。

２．この規程は、令和４年９月１日から施行する。

姫路市スポーツ協会役員等処分基準

（目的）

第１条　この基準は、姫路市スポーツ協会倫理規程（以下「倫理規程」という。）第５条に基づき、本会役員等（以下「役員等」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

（違反行為）

第２条　この基準において違反行為とは、倫理規程第４条に違反する行為をいう。

|  |
| --- |
| 姫路市スポーツ協会倫理規程（抜粋）  （禁止行為）  第４条　役員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。  　⑴　暴力、各種ハラスメント、差別、違法行為、その他本会の信用を傷つける不適切な言動又は行動をすること。  　⑵　自らの地位を利用して自己の利益を目的に斡旋や強要をすること。  　⑶　補助金、助成金等を本来の目的以外に使用し、又は流用すること。  　⑷　反社会的勢力との関係を持つこと。 |

（処分の種類、内容）

第３条　前条に定める違反行為を行った際に、当該者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

　⑴　注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す。

　⑵　厳重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

　⑶　解任（本会役員等の場合）

文書での通知を以って、解任させる。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

　⑷　退会（加盟団体の場合）

文書での通知を以って、退会させる。大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

（処分の決定に係る基本的な考え方）

第４条　違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

第５条　処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

第６条　処分内容は形式的・機械的にするのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

（処分決定機関）

第７条　処分の決定は、姫路市スポーツ協会倫理委員会の答申を経て、理事会で決定する。

（改廃）

第８条　この規程は、理事会の決議を経て、改廃を行う。

附則

１．この規程は、令和元年５月２１日から施行する。

２．この規程は、令和４年９月１日から施行する。